

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 18 日（金）、第 10 回の委員会が開かれました。

## 1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 阿部司君（維新）

補欠選任 理事 足立康史君（維新）（理事阿部司君今 18 日理事辞任につきその補欠）

## 2 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件

- ・松野国務大臣、牧島国務大臣、野田国務大臣、山際国務大臣、小林国務大臣、津島法務副大臣、古賀厚生労働副大臣、佐藤厚生労働副大臣、細田経済産業副大臣、小寺内閣府大臣政務官、泉田内閣府大臣政務官、藤原財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）山岸一生君（立民）、大石あきこ君（れ新）、平林晃君（公明）、浅野哲君（国民）、森山浩行君（立民）、塩川鉄也君（共産）、吉川赴君（自民）、堀場幸子君（維新）、足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 山岸一生君（立民）

藤井前経済安全保障法制準備室長の懲戒処分

- ア 藤井氏が特別顧問を務めていた一般社団法人に送信したメールの公表に向けた進捗状況
- イ 電機メーカー A 社の社名公表に向けた進捗状況
- ウ 投資家と企業の対話ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の改訂
  - a 金融庁が令和 3 年 4 月 28 日に甘利明衆議院議員に対しガイドライン改訂について説明したかの確認
  - b 上記説明で使用したガイドライン改訂案は、同年 4 月 6 日付けで公表された当初案（以下「当初案」という。）か同年 6 月 11 日付け確定版（以下「確定版」という。）の草稿かの確認
  - c 藤井氏が國分多摩大学ルール形成戦略研究所所長に送信したメールの添付文書がガイドラインの表紙及び 1 ページ目であることの確認
  - d 上記添付文書のガイドラインは、経済安全保障に関する記述が加えられた確定版の草稿であるかの確認
  - e 金融庁からガイドライン改訂に係る協議を受け国家安全保障局が付したコメントが経済安全保障に関するものであるかの確認
  - f 当初案から確定版までに変更された改訂箇所の数
  - g 当初案から経済安全保障に関する記述だけが追加された理由
  - h g について、政治家からの働きかけによるものかの確認
  - i パブリックコメントにおいて、経済安全保障に関する記述を加える必要性を提案した団体が、藤井氏が客員教授を、國分氏が所長をそれぞれ務める研究所であることの確認
  - j 藤井氏が國分氏に送信したメールにある「架電の件」についての調査結果
  - k 公表案に経済安全保障に関する記述が加えられた経過についての推論に対する見解
  - l 政策がゆがめられた可能性がある以上、藤井氏の行動について再調査する必要性

### 大石あきこ君（れ新）

- （1）旧優生保護法により被害を受けた当事者のため、国は東京高裁判決について上告をせず、大阪高裁

判決に対する最高裁への上告を取り下げる必要性

(2) カジノを含む I R の整備

ア 区域整備計画の認定には特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針に定める 19 の要求基準全てに適合する必要があることの確認

イ 娯楽や設備投資先に変化が生じている状況を踏まえ、カジノ推進を見直す必要性

ウ 大阪の I R 整備事業計画が売上の下振れのシミュレーションを実施していないことの把握状況

エ 大阪の I R 事業者の大阪市議会での撤退を示唆する発言に対する認識

**平林晃君（公明）**

(1) マイナンバーカードの転入手続時における署名用電子証明書の再発行を、券面に新住所を記載する業務と連動させた必須業務とする必要性

(2) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

ア 特定のシステムへの統一を行うものか、システムの選択は任意のものかの確認

イ システム開発に当たってシステム開発を行わない中小ベンダー企業にも配慮する必要性

(3) デジタル田園都市国家構想における地方データセンター拠点の整備構想の現状

**浅野哲君（国民）**

(1) 新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業に対する支援策

ア 事業復活支援金制度の審査体制及び内容について見直す必要性

イ 支援の在り方を見直す必要性

(2) 経済安全保障政策

ア 諸外国の政策について調査研究を行ったのかの確認及び参考にした取組

イ 今後の国内調達比率の見通し

ウ アメリカにおけるサプライチェーンの脆弱性評価の取組を参考とする必要性

**森山浩行君（立民）**

(1) ウクライナ情勢等を受けた危機管理部署の連携状況

(2) 令和4年3月16日の福島県沖地震

ア 地震発生時における松野国務大臣の初動

イ 松野国務大臣が官邸へ到着したのは岸田内閣総理大臣の後かの確認

ウ 最初の松野国務大臣の記者会見時の対応

エ 東北新幹線脱線事故への対応

オ 原子力発電所の安全確認の情報に関する対応

カ 今回の事例に対する検証及び対応の見直しの必要性

(3) 岸田内閣の行政運営方針

ア 総合評価落札方式

a 総合評価落札方式の法的根拠及び政府調達における割合

b 昨年賃上げを行い今年を行わない企業が加点措置を受けられるかの確認

c 賃上げを表明した企業が業績悪化のため賃上げができなかった場合の取扱い

d c の場合において、実質的な賃上げとしても評価できない場合の取扱い

e 政令に丸ごと委任して官僚の裁量権が大きくなるのは望ましくないとの意見に対する松野国務大臣の見解

f 官僚の裁量権に対する安倍政権・菅政権と岸田政権との行政運営の違いの有無

- イ 藤井前経済安全保障法制準備室長（元関東経済産業局長）の懲戒処分
  - a 第1回地域経済振興フォーラム飯田会議における甘利元国務大臣及び藤井元関東経済産業局長による講演が公務であったかの確認
  - b 関東経済産業局の管轄地域
  - c aの講演への招致に関する経緯
  - d 甘利元国務大臣と藤井氏が仕事上の連絡を取ることであった端緒
  - e 藤井氏が経済安全保障法制準備室長や公安調査庁の経済安保関連調査アドバイザーであったときの情報漏えいに関する調査の有無

#### 塩川鉄也君（共産）

藤井前経済安全保障法制準備室長の懲戒処分

- ア 藤井氏がビジネススクールの師範として関わった企業の中に、電機メーカーA社が含まれるかの確認
- イ 国家安全保障局取扱注意文書等取扱規定及び報道関係者との接触等に係る内規等の要求資料を提出する必要性
- ウ 藤井氏が経済産業省在職時に講演を行った5社についての具体的な利害関係
- エ 過去5年間に藤井氏が講演を行った企業との関係
  - a 便宜供与の有無についての調査をしたかの確認
  - b aの調査は、藤井氏本人への確認のみかの確認
  - c 藤井氏が主張している内容
- オ 経済安全保障推進法案への藤井氏の影響について再調査する必要性
- カ 国家安全保障局の体制並びに藤井氏の担当及び業務内容
- キ 国家安全保障局に置かれている7つの班の名称
- ク クの主な業務内容

#### 吉川赳君（自民）

- (1) ウクライナ情勢を受けた宇宙開発への影響
  - ア ロシアのソユーズロケットの我が国のH-IIAロケットやH3ロケットへの代替可能性
  - イ ロシアが運用する衛星測位システムGLONASSが使用できなくなった際の国民生活への影響
- (2) 少子化対策及びこども家庭庁
  - ア 地方公共団体における少子化対策の取組に対する国としての支援
  - イ こども家庭庁の設置に当たり、子供の性的搾取を防止するための政府の取組に関する国家公安委員会及び警察庁の所掌事務を移管することの意味
  - ウ 身体に外傷が見られる等の児童虐待事案における児童相談所及び警察の初動対応
  - エ 本年2月に法制審議会において要綱の答申がなされた無戸籍者問題の解消のための立法措置の検討状況

#### 堀場幸子君（維新）

- (1) 少子化対策
  - ア 少子化の現状に対する解決策
  - イ 男性の経済的な不安定さに関する不安感への対応策
  - ウ 地方公共団体における少子化対策の内容
- (2) 選択的夫婦別姓制度

- ア 同制度をめぐる令和3年6月の最高裁大法廷決定を踏まえた法務省における検討状況
- イ 同制度の導入に向けて国民の総合的な理解が進んだ状態であると判断する基準
- ウ 平成8年2月に法制審議会総会が決定した同制度の試案について議論が進まない主たる論点
- エ 同制度の検討を推進するための具体的方法及び野田国務大臣の同制度についての考え方

**足立康史君（維新）**

原油価格高騰対策

- ア 補助金ではなく税制改正でなければ対応できない措置の有無
- イ 税制改正よりトリガー条項を発動することのメリット
- ウ 補助金を拡充すること以上に税制改正で取り組むことによる付加価値
- エ トリガー条項の発動の是非に関する藤原財務大臣政務官の見解
- オ 補助金の支給でもガソリン価格の低下を図ることができる可能性
- カ 本対策に係る山際国務大臣の所見

- 3 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第37号）  
経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外2名提出、衆法第10号）
- ・小林国務大臣及び提出者足立康史君（維新）からそれぞれ趣旨の説明を聴取しました。